平成２６年（フ）第３９号
最後の住所福岡県大牟田市正山町47番地　正山ハイツ202号、開始決定時住所福岡県大牟田市正山町20番地　サンシャイン正山704号
破産者　亡高口千波相続財産
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２６年（フ）第４０号
福岡県大牟田市正山町48番地の１
破産者　有限会社正山山査子
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２５年（フ）第３３３号
佐賀県神埼市神埼町尾崎4358番地
破産者　有限会社友和金型
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２４９号
茨城県笠間市下市毛218番地
破産者　有限会社和田工務店
1　決定年月日　平成27年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第３７０号
静岡県三島市錦が丘８番地の10
破産者　株式会社プレミアムキッズ
1　決定年月日　平成27年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２１３号
三重県四日市市九の城町４番20号
破産者　理工産業株式会社
1　決定年月日　平成27年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第２３９号
三重県桑名市大字北別所1146番地　借家２号、住民票上の住所三重県桑名市外堀99番地
破産者　森下　　智
1　決定年月日　平成27年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第９８号
三重県三重郡菰野町大字田口新田234番地
破産者　舘　　美剛
1　決定年月日　平成27年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第２３１号
三重県四日市市別名６丁目８番６号　シティハイツ別名Ａ－１Ａ
破産者　岡本　妙子
1　決定年月日　平成27年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第２３９号
三重県四日市市北浜田町12番21―406号　第二北浜田マンションＮ棟
破産者　田上美代子
1　決定年月日　平成27年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第２８９号
大阪市中央区瓦町３－４－10日宝御堂ビル５Ｆ株式会社インターテック内、商業登記簿上の本店所在地大阪市淀川区塚本２丁目24番14号
破産者　ジャパンリザーブ株式会社
1　決定年月日　平成27年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４１１号
京都市中京区西洞院通姉小路下る姉西洞院町539番地ニューシャトー西洞院102号
破産者　安田多七株式会社
1　決定年月日　平成27年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第６２２号
京都市左京区下鴨北野々神町６番地４
破産者　安田　潔史
1　決定年月日　平成27年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１００５号
京都市右京区西京極葛野町27番地　ベルシャトー天神川305
破産者　福田　重己
1　決定年月日　平成27年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１２３号
兵庫県尼崎市三反田町３丁目４番７号
破産者　興和金属株式会社
1　決定年月日　平成27年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第５９５号
大阪市淀川区田川北３丁目８番７号
破産者　有限会社明光技研
1　決定年月日　平成27年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第６７５号
大阪府大阪市北区堂山町17番８号
破産者　東梅田日活株式会社
1　決定年月日　平成27年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第５３号
兵庫県宍粟市山崎町須賀澤146番地
破産者　サノン工業株式会社
1　決定年月日　平成27年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２６年（フ）第２１０号
岡山市中区原尾島３―12―41グリーンハイツ原尾島103号、住民票上の住所岡山県備前市三石985番地２
破産者　三村　俊博
1　決定年月日　平成27年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２１１号
岡山市中区原尾島３―12―41グリーンハイツ原尾島103号、住民票上の住所岡山県備前市三石985番地２
破産者　三村　正能
1　決定年月日　平成27年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４１０号
岡山市北区天瀬４番18号、旧住所岡山市北区京橋町６番６号302
破産者　西川　久子
1　決定年月日　平成27年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部